



Legal Updates : 2020 年 4 月 2 日現在

株式会社のための新型コロナウイルスの影響を緩和する措置

項目	通常	延期措置等
法人税申告書 (PND50)	2019 年度会計期間で 2020 年 4 月中から 8 月中に申告すべきもの	2020 年 8 月 31 日まで
中間法人税申告書 (PND51)	2019 年度会計期間で 2020 年 4 月中から 8 月中に申告すべきもの	2020 年 9 月 30 日まで
個人所得税申告書 (PND90/91)	2020 年 3 月 31 日まで	2020 年 8 月 31 日まで
源泉徴収税 PND1,PND2,PND3, PND53,PND54 ※ただし、新型コロナウイルス拡散防止のため政府の命令により事業を閉鎖しなければならない会社に限る。	2020 年 4 月 7 日又は歳入局電子申告の場合 4 月 15 日までを申告期限とする 2020 年 3 月分の源泉徴収税 2020 年 5 月 7 日又は歳入局電子申告の場合 5 月 15 日までを申告期限とする 2020 年 4 月分の源泉徴収税	2020 年 5 月 15 日まで 2020 年 5 月 15 日まで
付加価値税 (VAT) P.P.30 様式 P.P.36 様式 ※ただし、新型コロナウイルス拡散防止のため政府の命令により事業を閉鎖しなければならない会社に限る。	2020 年 4 月 15 日又は歳入局電子申告の場合 4 月 23 日を申告期限とする 2020 年 3 月分の VAT 2020 年 5 月 15 日又は歳入局電子申告の場合 5 月 23 日を申告期限とする 2020 年 4 月分の VAT	2020 年 5 月 23 日まで 2020 年 5 月 23 日まで
特定事業税 (SBT) P.T.40 様式 ※ただし、新型コロナウイルス拡散防止のため政府の命令により事業を閉鎖しなければならない会社に限る。	2020 年 4 月 15 日又は歳入局電子申告の場合 4 月 23 日を申告期限とする 2020 年 3 月分の SBT 2020 年 5 月 15 日又は歳入局電子申告の場合 5 月 23 日を申告期限とする 2020 年 4 月分の SBT	2020 年 5 月 23 日まで 2020 年 5 月 23 日まで
印紙税 O.S.4 ゴー及び O.S.4 コー ※ただし、政府の命令により事業を閉鎖しなければならない会社に限る。	納税者が印紙を貼付する代わりに現金で 2020 年 4 月 1 日から 2020 年 5 月 15 日までに支払わなければならない場合	2020 年 5 月 15 日まで
産業振興局(DBD)への財務諸表の提出	会社の定時株主総会は、会計期間最終日から 4 か月後以内に財務諸表を承認しなければならない。また定時株主総会で承認後 1 か月以内に商務省に提出しなければならない。	AGM を延期した会社は、新型コロナウイルスの影響で AGM を延期した旨の説明文を提出する。しかしながら、DBD が罰則を免除するかどうかは、ケースバイケースで検討する。



<p>投資奨励法に基づく法人税 免税恩典行使のための申請 書</p>	<p>法人税申告書申告期限最終日 30 日前まで</p>	<p>2020年7月31日まで、又は延 期された法人税申告書申告期限 最終日 30日前まで</p>
<p>社会保険事務所 (正式な通達はまだ発布さ れていない)</p>	<p>給与支払日の月の翌月 15 日ま で。 雇用者負担分及び従業員負担分 は 5%。</p>	<p>2020年3月から5月分の給与 についての社会保険料の納付 期限を3か月後に延期する。 - 2020年3月分の給与、2020年 7月15日まで。 - 2020年4月分の給与、2020年 8月15日まで。 - 2020年5月分の給与、2020年 9月15日まで。</p> <p>3月から5月分の給与につい て源泉徴収税率を軽減する。 - 雇用者 4% - 従業員 1%</p>